定期監査結果報告書

令和８年 11 月

岸和田市監査委員

第１　監査の対象

１　対象事務

令和７年度及び令和８年度事務事業（令和７年４月１日から令和８年７月31日まで）。なお、必要に応じて他年度事務事業を含む。

２　対象部課等

(1) 総務部（総務管財課、庁舎建設準備課、契約検査課、人事課、ＩＴ推進課）

(2) 財務部（財政課、行財政改革課、市民税課、固定資産税課、納税課）

(3) 学校教育部（学校教育課、人権教育課）

第２　監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準（令和２年監告示第７号）並びにこれに基づき策定した令和８年度岸和田市監査等実施方針及び令和８年度一般会計・特別会計に係る定期監査実施計画に定めるところにより、監査を実施した。

第３　監査の実施場所及び日程

１　実施場所

監査委員室

２　日程

(1) 調査期間　令和８年８月31日から令和８年10月20日まで

(2) 監査実施日　令和８年10月20日

第４　監査を実施した監査委員

藤本一善、藤原淳

第５　監査の結果

監査の結果については、令和８年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準（※）に基づき決定した。

監査の結果の内容は、以下のとおりである。指摘事項としたものについては、是正・改善を検討し、措置を講じたときは通知されたい。また、各課において指摘された事項及びその他部内における注意を要する事項については、部内で共有し、再び誤りが生じないよう適切な事務処理に努められたい。

１　総務部

(1) 総務管財課

大阪広域水道企業団庁舎維持管理費負担金等の収入事務、公用車両等管理業務委託契約等の契約事務、岸和田市箕土路財産区補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア　指摘事項

行政財産の目的外使用許可の申請について、部長決裁すべきところ課長専決されていたものがあった。（判断基準　⑤）

(2) 庁舎建設準備課

庁舎建設基金利子及び配当金の収入事務、旅費等の支出事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 契約検査課

特別会計繰入金等の収入事務、岸和田市入札契約関連事務システム導入業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(4) 人事課

大阪広域水道企業団派遣職員給与等負担金等の収入事務、求人情報サイト掲載契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア　指摘事項

時間外勤務命令事務について、給与システムに遡及追加入力した際、一部加算割合を誤ったため、超過勤務手当の支給が不足しているものがあった。(判断基準⑤)

(5) ＩＴ推進課

デジタル基盤改革支援補助金等の収入事務、ガバメントクラウドへの移行及びシステム標準化対応業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(6) その他部内における注意事項

ア　令和７年度の会計年度任用職員の費用弁償の支払いについて、細節区分を誤って支出しているものがあった。支出事務については、年度、金額及び科目等が適正か確認し、事務を行われたい。(判断基準　②)

イ　広告掲載業務委託について、当初に計画されていなかった支出が生じることとなった。事務の執行にあたっては、組織的な管理点検体制のもとで予算を計画的かつ効率的に執行されたい。(判断基準　①)

２　財務部

(1) 財政課

地方交付税等の収入事務、起債管理システム更新業務委託契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 行財政改革課

広告収入等の収入事務、岸和田市公用車広告掲載に関する契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 市民税課

税証明・閲覧手数料等の収入事務、市府民税当初課税データ作成業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(4) 固定資産税課

税証明・閲覧手数料等の収入事務、固定資産家屋評価システム賃貸借契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア　指摘事項

歳入科目を誤って調定し、収入しているものがあった。（判断基準　⑤）

(5) 納税課

市税等の収入事務、滞納管理システムデータ連携踏襲支援業務委託契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

3　学校教育部

(1) 学校教育課

学力向上支援事業費補助金等の収入事務、ＩＣＴ教育推進事業「ロイロノート・スクール」ソフトウェア利用契約等の契約事務、中学校部活動遠征交通費補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 人権教育課

特別支援教育事業費補助金等の収入事務、支援学級学習発表会におけるバス借上げ業務委託契約等の契約事務、岸和田市人権教育協議会補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) その他部内における注意事項

ア　契約事務について、契約保証金の免除要件に該当しない者に対し、契約保証金を免除していたものがあった。事務の執行にあたっては、法令や条例・規則その他の規定に基づき適切に行われたい。（判断基準　②）

第6　意見

今回の定期監査では、これまで再発防止の注意喚起をしてきたにも関わらず、他の部署で指摘事項とした内容と同様のミスが見受けられたほか、前回の定期監査において部内における注意を要する事項としたものについて、一部改善がなされていないものがあったことは遺憾である。

また、今回の定期監査では、学校教育部の両課に対し、指摘又は注意事項には至らないまでも、歳出予算科目（節）に係る見直しを図るよう求めたものがあった。歳出にあっては、その目的別に区分し、その性質別に細分された科目に従って執行しなければならず、予算執行科目の誤りは、単なる科目の間違いではなく、予算に計上されていない不適切な執行と判断されかねない問題である。これに関しては、学校教育部に限らず各学校園を含む教育委員会全部署において、財政規律の根幹に関わる非常に重要な原則として認識の共有化を図られたい。

行政において、事務処理ミスや不適正な経理は、住民からの信頼失墜や行政サービスの停滞を招く「組織目的の達成を阻害する重大なリスク」という認識の共通化を徹底し、以後、同様のミスが生じないよう課内での管理点検体制を検証し、事務の適正な執行の確保に努められたい。

加えて、今回は全庁的な時間外勤務とそれに合わせ要員計画・人員配置の状況について確認をしたところ、上限時間を超えた時間外勤務実態が散見された。その是正に向け

た取組が求められるが、職員に欠員が生じている状況もあり、また安易な定数の増加は財政的な負担にもなることから、単純な人員増に頼らない業務効率化によるアプローチが不可欠となる。窓口・電話対応時間の短縮について検討されているとのことであり、単に時間を削るだけでなく、住民・利用者の利便性維持を図りつつ、業務の効率化につながる実効性のある取組となるよう尽力いただきたい。

（※）指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準（令和８年度岸和田市監査等実施方針より抜粋）

（1）指摘事項

① 市に損害を与えている、又は損害を与えるおそれがあるもの

② 収入確保に適切な措置を要するもの

③ 予算を目的外に支出しているもの

④ 不必要な予算執行をしているもの

⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの

⑥ 契約や協定等に反しているもの

⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの

⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの

⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの

⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの

⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの

⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）

⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの

⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

（2）その他部内における注意を要する事項

① 不当又は違法ではないが適切でないもの

② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの